

計画部会の趣旨・開催経緯について

○ 趣旨

社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項について調査審議するため、平成 15 年 5 月の社会資本整備審議会第 4 回総会及び、6 月の交通政策審議会第 1 回交通体系分科会で設置をご了承頂いた。

○計画部会の審議内容

第 1 回計画部会 平成 15 年 6 月 6 日

社会資本整備重点計画（素案）について

第 2 回計画部会 平成 15 年 9 月 5 日

社会資本整備重点計画案について

第 3 回計画部会 平成 16 年 7 月 22 日

社会資本整備重点計画のフォローアップについて

(参考)

社会資本整備審議会第 4 回総会（平成 15 年 5 月 6 日）

交通政策審議会第 1 回交通体系分科会（平成 15 年 6 月 6 日）

<議決事項>

計画部会の設置について

社会資本整備重点計画について調査審議するため、下記により審議会に計画部会を設置する。

記

- 1 社会資本整備審議会令（平成 12 年政令第 299 号）第 7 条第 1 項の規定により、審議会に計画部会を置く。
- 2 計画部会は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第 4 条の規定に基づき作成する社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項について調査審議する。